



# 労働力確保支援 センターだより

第22号

発行:福島県林業協会  
〒960-8043  
福島市中町5番18号  
(福島県林業会館内)  
TEL 024-521-3270  
FAX 024-521-3246  
平成23年10月発行

## [平成23年度林業労働力確保支援センター事業の概要]

### 1. 地域林業雇用改善促進事業（厚生労働省委託）

林業事業体の雇用管理の改善を促進し、求職者の林業への就業促進を図ります。

（相談指導、雇用情報の収集・提供、委託募集、研修事業、コンサルタント専門相談）

### 2. 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

（全国森林組合連合会委託・林野庁事業）

林業事業体の現場技術者の段階的かつ体系的な育成を図るため、必要な知識・技術等の習得を目的に研修等を実施します。

#### ○集合研修の実施

- ・フォレストワーカー（林業作業士）1～3年目研修
- ・指導員能力向上研修

#### ○実地（OJT）研修の取りまとめ及び監督・指導の検査

- ・トライアル雇用
- ・フォレストワーカー
- ・フォレストリーダー（現場管理責任者）
- ・フォレストマネージャー（統括現場責任者）

### 3. 林業就業支援事業

（全国森林組合連合会委託・厚労省事業）

林業への求職者等に、職場環境や林業作業、生活体験等を通して林業への理解を深めさせ、就業意識の明確化を図り、就業を支援します。

### 4. 新規参入促進事業（県補助事業）

林業への就業と、就業者の定着を促進するための研修を行います。

- ・林業新規就業者支援事業
- ・林業就業者キャリア形成支援事業

### 5. 林業労働者等研修事業（県補助事業）

事業体の現場責任者等に対する低コスト作業路や高性能林業機械の研修、異業種作業員への林業研修等を行います。

- ・基幹労働者等研修事業

### 6. 林業機械貸付事業（県補助・県貸付金事業）

林業生産性向上と安全性確保のため、高性能林業機械の貸付事業を実施します。

21年度：49台 22年度：23台  
23年度：7台（予定）

### 7. 高性能林業機械実践研修会（支援センター事業）

事業体の経営改善や労働災害防止を図るため、林業機械の効率的な運行及び安全操作の研修を行います。

# 放射線による制限区域内の森林作業について

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、県内には「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」の制限区域が設けられ、県民生活に極めて大きな影響が出ております。

森林内の作業を行うに当たって、どのような対応をすればよいか等について要点をまとめましたので、放射線に対する不安の解消と労働安全衛生の確保の参考にしてください。

- 「警戒区域」は原子力発電所から20km圏内に設定された区域で立ち入り制限がされており、森林作業も含め、立ち入りが出来ません。
- 「計画的避難区域」は居住し続けた場合に1年間の累積放射線量が20ミリシーベルト<sup>※1)</sup>に達する恐れがある区域に設定されており、防災対策など特別な場合を除き立ち入りが制限されるため、森林内の作業は行なうことが出来ません。
- 「緊急時避難準備区域」は、原子力発電所から20～30km圏内に設定された、放射性物質がさらに拡散する事態が起きたときに避難できるよう備える区域であり、森林内の作業を実施しても問題ないが、さらなる緊急時には屋内待避や自力での避難が出来る体制を整える必要があります。（9月30日に解除されました）

これらの区域以外は、通常通り作業を行っても差し支えありません。

## 作業の注意点

「緊急時避難準備区域」や部分的に毎時3.8マイクロシーベルト<sup>※2)</sup>を超える放射線量の高いところでも原子力安全委員会から健康に影響を及ぼすものではないと評価されておりますが、より安全確保のために、森林作業にあたっては次の点に注意して行ってください。

- 長袖、手袋等を着用し、可能な限り肌の露出を避け、休息や水分の補給をこまめに取ります。
- 立木の伐倒や作業道の作設等の土埃が舞いやすい作業を行う場合にはマスクを着用します。
- なるべく雨天時の作業を避け、ぬれた場合にはタオル等で拭き取るか、着替えを行います。
- 作業後に手や顔を洗い、うがいをします。

この場合、緊急時には現場と事務所が携帯電話や無線での的確に連絡を取り合え、あるいはラジオから緊急情報を得た場合、直ちに避難できる体制を整えておく必要があります。

なお、線量計は作業員に常時携帯させる必要はありませんが、作業現場の状況を把握するためにも一度は計測しておくことが肝要です。

※1 年間累積放射線量20ミリシーベルトは、緊急時における最適化の目安20～100ミリシーベルトの最も安全側の数値です。平常時（原子力発電所事故の収束後）は1ミリシーベルトに近づけることが望ましいとされます。  
※2 毎時3.8マイクロシーベルトの基準については、16時間の屋内（木造）、8時間の屋外活動の生活パターンで1年間生活した場合に、累積放射線量が年間20ミリシーベルトに収まる目安とされます。

1ミリシーベルト=1,000マイクロシーベルト

# 「緑の雇用」研修が始まる

今年度から「緑の雇用」が段階的で体系的な人材育成対策として生まれ変わり **「緑の雇用」現場技能者育成対策事業**としてスタートしました。

この研修は、林業技術者として必要な知識・技術の習得のため、就業1～3年目の間はフォレストワーカー（林業作業士）として集合研修及び実地（OJT）研修を

行い、さらに5年目以上の就業者に対してはフォレストリーダー（現場管理責任者）研修、10年目以上の就業者に対してはフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）研修を行い、キャリアアップを図るもので

す。今年度は6月から来年1月までの期間で実施しております。



1年目集合研修状況（除伐作業前の説明）



2年目集合研修状況（植栽）



3年目集合研修状況（ワイヤロープ輪継ぎ）



指導員能力向上研修状況

# 高性能林業機械の実践研修会を開催

林業事業体の経営改善や林業労働災害防止を図り、地域林業の振興に資するために当協会が行っている高性能林業機械の貸付事業により導入される林業機械について、効率的かつ安全な運行及び操作方法を学ぶために、8月

23日から25日の3日間に亘り、研修会を開催しました。

約60名の林業技術者が参加して、座学（室内）はフォレストパークあだたら、現地は福島市松川町水原地区において実施しました。



室内研修状況



室内研修状況



現場研修状況（ハーベスター操作）



現場研修状況（スイングヤーダ操作）

# 研修修了者に係る登録制度について

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」の変更に伴い、研修修了者に係る登録制度が今年度から一部改正になりました。

この制度は、一定の能力を身につけた林業労働者を、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録（農林水産大臣が登録証を発行）することにより、林業労働者の能力評価に役立てるとともに林業労働力の確保に資することを目的としています。

研修修了者名簿への登録は、「フォレストワーカー（林業作業士）」、「フォレストリーダー（現場管理責任者）」、「フォレストマネージャー（統括現場責任者）」の研修修了者について、区分ごとに登録ができることとなりました。

従来は、基幹林業労働者研修等の各種研修を受け、林業作業士として県の認定を受けた者が、申請により登録できることになっておりましたが、改正により研修の区分ごとに登録できるようになりました。

なお、これまでに基幹林業労働者研修等の研修を修了された方は、今年度からの新たな資格「フォレストワーカー」として名簿登録ができる暫定措置（平成25年5月31日まで）が設けられています。ただし要件がありますので、詳しくは下記にお尋ねください。

## 問合せ先

最寄りの福島県農林事務所又は  
林業労働力確保支援センター



# 雇用管理セミナー開催のお知らせ

林業事業体事業主や労務担当者を対象とした雇用管理セミナーを下記により開催しますので、多くの方々にご参加いただきますようご案内を申し上げます。

## 記

● 日時 平成23年12月16日（金）

13時30分～15時30分

● 場所 ホテルバーデン

郡山市安積町成田字島ノ前2-3

☎024-947-7777

● 講師及び演題

①全国森林組合連合会

中央林業雇用改善アドバイザー 山口芳幸氏

「林業労働を巡る諸問題とその実態について」

②ふくしま中央森林組合

村松優子氏

（仮）「女性オペレーターから見た林業」



平成23年6月3日  
【労災保険相談ダイヤル】が開設されました。

労災保険に関するさまざまなお問い合わせに応じます!

例えば

「労災保険とは、どんな制度？」

「労災請求の手続きを教えて」

「労災の休業補償はいつまでもらえるの？」

※労災年金相談も承ります。



働く方も、事業主の方も

お気軽にお電話ください。

ろ う さ い



0570-006031

【受付時間：月～金 9:00～17:00】

(土・日・祝日、年末年始はお休みします)

※労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査の上、判断します。

※個人情報についてはお答えできない場合があります。

※ご利用にあたっては、通話料がかかります（全国一律料金）。

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
労働基準局労災補償部

# (社)福島県林業協会組織の概要

●名 称 社団法人福島県林業協会（民法第34条による法人）

●設 立 昭和45年2月28日

●事務所 〒960-8043 福島市中町5-18

TEL 024(521)3245(代) 024(521)3270(労働センター直通)

FAX 024(521)3246

●役員／会長 浅 和 定 次

副会長2名・専務理事1名・理事24名・監事3名

## 組織



## 林業退職金制度加入促進強化月間 平成23年10月1日～10月31日

### 林業で働く人達のために国が作った 《林業退職金共済制度》 をご存じですか!?

「この制度は、林業（育林業、素材生産業、山林種苗業等）を営む方なら専業・兼業を問わず、すべて加入できます。」

この制度について、詳しいことは下記にお問い合わせください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6 退職金機構ビル  
TEL 03-5400-4334

林業退職金共済事業 福島県支部

〒960-8043 福島市中町5-18 福島県森林組合連合会内  
TEL 024-523-0255